

地域型保育事業所の認可及び利用定員について

設置主体の変更を予定している小規模保育事業所（令和 8 年 11 月 30 日閉所・令和 8 年 12 月 1 日開所予定）について、児童福祉法第 34 条の 15 第 4 項の規定に基づき認可に関する意見を、子ども・子育て支援法第 43 条第 2 項の規定に基づき利用定員に関する意見を伺います。

1 施設概要

施設の名称等	名称	C0-春保育園			
	所在地	西東京市北町五丁目 14 番 32 号			
	設置主体 (変更前)	株式会社 aim （代表取締役 木下晶夫）			
	設置主体 (変更後)	株式会社コスモス （代表取締役 木下晶夫）			
	類型	B 型			
認可定員	19 人	利用定員			
		3 号認定 【0～2 歳】	19 人	0 歳	5 人
				1 歳	5 人
				2 歳	9 人
保育室等の状況	設備	認可基準		申請内容	
	乳児室・ほふく室 【0・1 歳児】	3.3 m ² ×10 人=33.0 m ²		45.85 m ²	(64.47 m ²)
	保育室 【2 歳児】	1.98 m ² × 9 人=17.82 m ²		18.62 m ²	
	屋外遊戯場	3.3 m ² × 9 人=29.7 m ²		4463.0 m ² 代替遊戯場 下保谷森林公園	

2 設置主体の保育事業実績等

変更後の設置主体である株式会社コスモスは、現設置主体（株式会社 aim）と同一の代表取締役により経営されており、本市においては、認証保育所 1 園を運営している。

このことから、当該設置主体は小規模保育事業を行うために必要な経済的基礎、社会的信望及び実績を有していると考ええる。

3 参考

児童福祉法（抄）

第 34 条の 15 市町村は、家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業を行うことができる。

2 国、都道府県及び市町村以外の者は、内閣府令の定めるところにより、市町村長の認可を得て、家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業を行うことができる。

（略）

4 市町村長は、第 2 項の認可をしようとするときは、あらかじめ、市町村児童福祉審議会を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴かなければならない。

（略）

子ども・子育て支援法（抄）

第 43 条 第 29 条第 1 項の確認は、内閣府令で定めるところにより、地域型保育事業を行う者の申請により、地域型保育事業の種類及び事業所ごとに利用定員を定めて、市町村長が行う。

（略）

4 市町村長は、第 1 項の規定により特定地域型保育事業（特定地域型保育を行う事業をいう。以下同じ。）の利用定員を定めようとするときは、第 72 条第 1 項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。